

教育基本法における宗教教育禁止の意義

菱木 政晴 (同朋大学)

はじめに

中央教育審議会は、二〇〇三年三月二〇日に「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」と題する長文の答申を政府に提出した。また、第164通常国会においては、政府案と民主党案の二つの基本法改正案が提出され、安倍内閣発足後の臨時国会(165国会)においてついにこの政府案が可決成立してしまった¹⁾。

周知のごとく、教育基本法には第九条に宗教条項が盛り込まれている。すなわち、「宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は教育上これを尊重しなければならない。②国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教活動をしてはならない」というものである。

答申に基づいて可決成立した新法では、第一五条に宗教教育に関する条項を置き、第一項については「宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない」とし、第二項については、「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない」とした。第二項については、「宗教活動」を「宗教的活動」と改めたほかは継続と見てよいと思われるが、第一項は微妙である。現行基本法で、尊重すべきとされているのは、「宗教に対する寛容の態度」と「宗教の社会生活における地位」である。答申では、「寛容の態度」が尊重リストとして一致しているものの、新たに「宗教に関する一般的な教養」が加えられている。

ここにいう「寛容の態度」とは、憲法二〇条の三項「国及びその機関は、宗

教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」に直接して、国が生徒や生徒の父兄に対して、宗教的寛容の態度をとらずに、その信仰や信仰を持たないことに干渉してはならないという意味に解するべきである。けっして、生徒やその父兄に国が一定の宗教的態度を取ったときにそれに対して「寛容であれ」といつているのではない。それゆえ、現行法が尊重を明記し、新法にも残った「宗教の社会生活における地位」とは、国によってけっして干渉されたり犯されてはならない「信教の自由」の権利と解するべきだろう。

しかし、答申が尊重すべきものとしてあげていたのは「宗教に関する知識と宗教のもつ意義」であり、しかも、「その旨を適切に規定することが適当」としている。「宗教に関する一般的な教養の尊重」が何を意味しているのか明確ではない。

「日本国憲法と教育基本法」対「帝国憲法と教育勅語」のもっとも肝心な違いは、前者が国民による国家に対する命令・禁止であるのに対して、後者がその逆であるということである。ここから、国は教育の内容に基本的には口を出してはならないとする原則が帰結される。これが極端になると「国は教育の内容に一切口を出してはならない」ということになる（いわゆる「国民の教育権理論」）。もちろん、教育行政は、たとえば教育内容に関して機会の平等を確保するために一定の基準を提示するなどの「口出し」は許されるし、またそのような配慮の義務がある。具体的には、文科省が現在提示している『学習指導要領』などの「口出し」である。しかし、国のかかわりや命令が基本的に許されない領域があることも確かである。それは、戦争にかかわる領域と宗教にかかわる領域である。

「日本国憲法と教育基本法」に、この二つの領域が特別に国家のかかわりを禁止すると明記される理由は、「帝国憲法と教育勅語」が果たした歴史的役割についての反省に基づいている。「帝国憲法と教育勅語」による国の命令の究極は、「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」つまり「国が命令すれば死を恐れずに殺す」ことだった。したがって、前者の国民による国に対する禁止の中心は、憲法第9条に明記されている、国の交戦権・徴兵権である。「国」が交戦権を持つと言っても、「国」が直接殺したり死んだりするわけではなく、実際にそれを行うのは

「国民(臣民)」であるから、国の交戦権・徴兵権を否定すれば、国の命令によって国民が殺したり殺されたりすることから免れうるからである。

また、帝国憲法と教育勅語による体制は戦闘の「命令」を下す直接のシステムを持つだけでなく、国民に対して殺しあうことを納得させる巧妙な装置を持っていた。それが教育、とりわけ「宗教教育」であった。人をして人を殺させる命令に承服させるには、宗教的情操教育(宗教についての教育ではなく、宗教的な価値観を持たせる教育、いわゆる「宗教的情操の涵養」)がもっとも有効である。そのため、憲法は20条で、教育基本法は、9条で、国のかかわりを禁止しているのである。

その意味では、新法において「宗教的情操教育の必要性」が盛り込まれなかったことがそれなりに重要ではある。ただし、新法は、第二条の「教育の目標」の第五項に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」、いわゆる愛国心条項を盛り込んだ。路線全体はその方向に向かっていることを認識しておく必要がある。とりわけ、すでに『新学習指導要領』には、小中学校の「道徳」の項目として「人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ」ことを教えるという形で「宗教的情操教育(宗教的情操の涵養)」は盛り込まれているのである。新法では宗教的情操教育に関する条文は盛り込まれなかったが、自民党のホームページによれば、条文に盛り込まなくともすでにその意図は反映されているのだという²⁾。子供たちに国のために死ぬことを教え込むことが可能になってしまったのである。

I. 普遍的な宗教的情操

教育基本法は、現行法も、今回成立した新法も、国公立学校の宗教教育、すなわち、国による「特定の宗教のための宗教教育」は禁止している。また、現行法で尊重するべきものとしてリストされている項目が、基本法の理念からして「ぜひとも生徒に教え込むべきもの」ということではないにせよ、このリストに「宗教的情操」や「宗教的感性」の「涵養」を盛り込むとすれば、少なくとも普遍的と称する³⁾「宗教的情操」を教えることは禁止されなくなる。ま

た、たとえ「この情操、この感性が普遍的なものですよ」という宗教に関する知識の教育にとどまるにしても、問題は残る。

それは、どの宗教にも普遍的に存在する宗教的な情操や感性が、これとして摘示する形で、すなわち、生徒に教えられるような形で存在するかということについて、たいいていの宗教学者が否定的であるからだ。これまで、そのような普遍的な情操について、積極的に定義を試みた人はルドルフ・オットーなどきわめて少数であり、その見解も今日ではほとんど支持されていない。

オットーらが普遍的な宗教的情緒と考えたものとは、「超越的なもの、超自然的なものに対する畏敬の念」であり、オットーはこれを「ヌミノーズ」と命名したりしている。19世紀末に勃興した近代宗教学は、キリスト教以外にも尊重すべき宗教の存在を認めるところから、あらゆる宗教、宗教と呼べるものに共通する要素を見出そうと考えた。そのひとつが、この「ヌミノーズ」なのだが、現在この見解がなぜ支持されていないのかというと、宗教現象がかかわる領域について「非日常」であるとか「超越」、あるいは、「(俗に対する) 聖」など、どの宗教にもある程度共通する「普遍的な領域」を示すことはできるが、それへのかかわり方がすべて「畏敬の念」などと呼べるものではないからである。

また、「聖なるもの」や「非日常」といっても、それは正確に言えば、「俗なる領域で想定された聖なるもの」「日常の中で想定された非日常」にすぎない。したがって、それらは普通の理性で普通に直接把握することが原理的に不可能なものであり、たいいてい、人格的な「神」や特定の自然物をシンボルとする形で普通の理性で把握することが可能なものとして示されるほかはない³⁾。しかし、シンボルは当然それぞれの宗教の伝統によって個別적であるから、超越的なものそれ自体として普遍的なものを示すことはほとんど不可能である。また、シンボル化された超越的なものは容易に特定の人間や特定の山河などに実在化されるから、教育現場では、これら特定の実在への拝跪が強制される危険性を拭い去ることはできない。

また、たとえ、それがある程度普遍的に提示することができたとしても、それに対して個人がどうかかわるかということまで含む「情操」や「感性」とい

うことになるとそれを定義することはなおいっそう困難である。なぜなら、「非日常」や「聖」なる領域をどのようにシンボライズするかによって宗教の相違が生まれるばかりではなく、それにどのようにかわるかということの相違においてこそ、各宗教の内容的特性が現れると考えるのが妥当だからである⁴⁾。

1961年の中教審答申のいわゆる「期待される人間像」以来、「宗教的情操」といえば、「生命の根源に対する、すなわち、聖なるものに対する」⁵⁾とか「自然や人間を超えたものに対する」⁶⁾「畏敬の念」ということになっている。宗教のかかわる領域は、「非日常」とか「超越的なもの」とされているのは宗教学の通説であるから、「生命の根源」とか「自然」にはやや問題が残るにせよ「人間を超えたもの」にかかわるのが宗教だということに関しては、さほど異論はないだろう。もちろん、これも厳密に言えばさまざまな異論が出てもけっしておかしくはないことである⁷⁾。

しかし、これら超越的なものに対するかかわりを「畏敬の念」としてしまふことにすればそれはある特定の特殊なかかわりだというほかはない。このような情操、このような感性、すなわち、超越の領域に「畏れと敬い」の念でかわってしまうことからの解放こそがその宗教の真髄だというような宗教も当然あるからだ。したがって、「畏敬の念」を持つことが大切だと主観的に考えている人は別として、それがどの宗教にも当てはまる普遍的な情操だという意見に賛成するような宗教学者がいるとは思えない。

いずれにせよ、何らかの方向性を持った情操や感性が、いずれの人にも、いずれの宗教にもあるなどと考えることは非論理的であるとしか言いようがない。

Ⅱ. 自覚的に何かに畏敬の念を持つように至ることとそれを教育・強制することとの相違

以上の説明でわかるように、普遍的な宗教的情操というものはそもそも存在しないのでそれを教育することは不可能であるが、新法の意図するところは、教え込みたい「宗教的情操」が普遍的であろうとなかろうとそれはどうでもよ

いことであろう。「自然や人間を超えたものに対する畏敬の念」は、普遍的であろうとなかろうと、何らかの目的にとっては有用であり、「正しい」ものであるからぜひ教え込みたいのである。このことは、尊重リストにもぐりこませようと画策されていたものが、「涵養」という言葉で表現されていることから明らかである。冒頭に述べたように、日本国憲法と教育基本法は、その規制の方向が帝国憲法と教育勅語の逆であり、国民(児童生徒)に知識の伝達以外の命令・強制・勧誘・育成などを行うことは原則としてありえない。「涵養(水がしみこむように徐々に養い育てること・『広辞苑』)」は、いかように強弁しても単なる知識の伝達ではありえない。「畏敬の念を涵養する」とは、急激にであれ、徐々にであれ、なにもものかに対する恐れと敬い以外の態度をとらせないことだからである。

人間が何かに対して、限界を感じたり、むやみな前進に対して反省することは珍しいことではない。また、そのような慎みが望ましく「正しい」態度であることもまた多い。しかし、そのことと、ある特定のものに対して常につつましく恐れと敬いの念を持たねばならないと強制することとは、根本的に違う。国が畏敬の念を取れと教え込みたいものは「人間を超えたもの」である。すなわち、言葉の厳密な意味からして人間を超えていない普通の人間の誰かから同じく普通の人間に対して、普通の人間の理性で理解できる形で「これが人間(普通の人間)を超えたものですよ」提示することはできないものである。それは、おのおのの良心において感じ取るほかはないものである。

したがって、それでもあえて教え込もうとすれば、すでに説明したように、普通の人間が理解できる普通の世界にいる人やあるものにシンボライズして、それに対するおそれと敬いを強制するしかない。そして、シンボライズされたものは容易に実在と混同されるから、或る特定の実在に対する無条件の拝跪の強制を迫るほかはないだろう。すなわち、郷土や国や天皇に対する拝跪、あるいは、それが標榜する抽象的な真理そのもののほうではなく、標榜していると称する「教団(この場合国家)」に対する拝跪である。民主党案の作成に影響力を持ってはいたものの、スキャンダルで失脚中の西村真悟議員は「国のために進んで命をささげる若者を作る教育を目指す」と公言している⁸⁾。確かに、そ

のためには、このような情操は有効である。

Ⅲ. 仏教界などのこの問題に対する対応

宗教教育条項自体の変更に踏み切らなかった新法に対して、民主党案は条文に大幅な変更を盛り込んだ。以下改正案条文を引用する。

(生命および宗教に関する教育)第十六条 ① 生の意義と死の意味を考察し、生命あるすべてのものを尊ぶ態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。② 宗教的な伝統や文化に関する基本的知識の修得及び宗教の意義の理解は、教育上尊重されなければならない。③ 宗教的感性の涵養及び宗教に関する寛容の態度を養うことは、教育上尊重されなければならない。④ 国、地方公共団体及びそれらが設置する学校は、特定の宗教の信仰を奨励し、又はこれに反対するための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

この案に対して、産経新聞は、社説「主張」欄で、『『宗教的情操』は現行教育基本法が制定された当時、GHQ(連合国司令部)の干渉により、日本側原案から削除された文言だ。公明党の支持母体である創価学会を除くほとんどの宗教団体が、この文言の条文化を求めているといわれる。日本の地域に伝わる伝統行事や生活習慣は、それぞれの神社や寺などと深い関係にあり、それらを子や孫たちに継承したいという宗教界の願いが込められている。自然に対する畏敬の念やその恵みに感謝する気持ち、死者をいつくしみ先祖を尊ぶ心などの日本の感性をはぐくむためにも、宗教的な情操や感性の涵養は必要であろう」と、全面的に支持している。

この社説の是非はともあれ、宗教的情操の涵養なるものを、本当に「ほとんどの宗教団体が、この文言の条文化を求めている」のだろうか。

残念なことに、そうであると言わねばならない。

財団法人・全日本仏教会(略称「全日仏」)が、2003年3月に突如「日本の伝統文化の形成に寄与した宗教の尊重」を基本法に盛り込むようにという要望書を出し、7月には、そのための「宗教教育推進特別委員会」を設置したと伝えられている。抽象的な畏敬の念の強要どころか、対象は、具体的でナショナルスティックな「日本の宗教」なのである。要望書にはつぎのように述べられて

いる。

現行の教育基本法第九条一項に「宗教の社会生活に於ける地位は教育上これを尊重しなければならぬ」とあるのを、「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本的知識及び理解は、教育上これを重視しなければならない」と改正し、併せて「宗教的情操の涵養の尊重」も明記し、教育の現場で実施することが緊要の事と考えます。

また、第九条二項にある「特定の宗教のための宗教教育」を「特定の宗教のための宗派教育」と改正し、この際、教育現場において宗教教育全般を禁止するような解釈を生む余地をなくすことが肝要と存じます。

この要望書の問題点は、すでに述べたこととの重複となるので、改めて述べることを割愛する⁹⁾が、私はある感慨を禁じえない。

全日仏は加盟諸団体に対する何らかの決定機関だというわけでもないので、この要請文提出の決定過程にも問題があるが、ほとんどの仏教教団が加盟する組織である。日本のほとんどの仏教教団は、このような特定の情操の強要を行っても、そのような情操を耐えがたい圧迫だと考える他の宗教者や非宗教者が存在していることに思いをはせることなく、その人たちの「信教の自由」や「良心の自由」に無頓着に政府の審議会に身勝手な要請を行っているといえるようがない。日本仏教は、自らの「戦争責任」が何であるかという最も本質的なことをほとんど理解しないまま、新たな戦争国家への加担を、またも無自覚に行うのだろうか。

【注記】2007年1月発行の拙著『市民的自由の危機と宗教』（白澤社）に本論とほぼ同趣旨の論文を掲載していることをお断りしておく。

注

- 1) 52回学会での発表時は、新教育基本法はまだ成立していないが、この一行をつけ加えておく。
- 2) 河村文教制度調査会長による問答形式のコメントで「宗教教育による情操の涵養を条文に書き込むべきとの意見もありましたが、特定の宗教が入り込む懸念は

払拭できないと判断しました。しかし、法案全体を読んでいただければ、情操を育む教育の重要性は十分ににじみ出ていることがお分かりいただけると思います」とされている。

- 3) 浄土教でいわれる「方便法身」としての阿弥陀如来やホワイトヘッドのプロセス哲学で言われる「神のハイブリッドな抱握」に相当する。くわしくは菱木「ハイブリッドな神と方便方身」（日本ホワイトヘッドプロセス学会2005年発表、参照）
- 4) アマテル神に対してであれ、阿弥陀如来に対してであれ、そのために死ぬことを肯定するのか、殺さない殺させないことを象徴するのかが、宗教の「内容」の相違である。外見の相違以上に内容の相違は大きい。くわしくは菱木「日本国憲法下での政教分離訴訟の意義」（『市民的自由の危機と宗教』白澤社、2007年1月）参照。
- 5) 「期待される人間像」の表現。
- 6) 学習指導要領の表現。
- 7) 煩瑣になるが、敢えて蛇足気味の注釈をつけると、宗教学の通説は、宗教が「非日常」「聖なるもの」「人間を超えたもの」と想定される領域にかかわるものということまでである。何が「聖なるもの」と想定されるかまですべての宗教で一致しているはずもないから、「生命の根源」「自然」などは特定の宗教伝統に根ざしたのものとしての「聖なるものと想定されているもの」と解するのが妥当である。
- 8) 民主党の西村真悟議員が、超党派の国会議員でつくる「教育基本法改正促進委員会」の設立総会で行った挨拶。2004年2月25日。朝日新聞の報道による。
- 9) 引用の前半部は、基本法の改正の必要性を述べているが、中教審の答申を鵜呑みにして、学級崩壊やいじめの原因を宗教的情操教育の欠如に求めるという安易なものである。この要請文を起草した人たちの中には、各自の教団立の私立学校の理事を務めている人もいるだろうと思われる。これらの私立学校が、天皇制軍国主義で教育が行われた旧制中学の体質をそのまま受け継いだ、暴力と下級生いじめで悪名をはせるいわゆるスポーツ有名校を多数出していることを考えると、「宗教的情操教育」が何を生み出すかを暗示しているのではなからうか。